伊賀市文化振興ビジョン中間案に対するご意見・ご提案と回答案

伊賀市文化振興ビジョン中間案へのパブリックコメント(ご意見)を次のとおり実施しました。

【募集期間】 3月9日(土)から4月8日(月)まで

【募集内容】 伊賀市文化振興ビジョン(中間案)に対するご意見

【閲覧方法】

1 伊賀市ホームページ

2 本庁1階ロビー、文化交流課(芭蕉翁記念館内)、各支所振興課、地区市民センターへの設置

【結 果】 おひとりから、3件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する市の考え方は下記のとおりです。 なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

番号	箇 所	頁	指摘事項・意見	左記に対する回答	ビジョン への反映
1	第1章策定にあたって 4. ビジョンの対象と 広域的な視点	4 ~ 5	文化芸術基本法の区分だけでは、小さな文化風習は こぼれてしまうのではないか。伊賀市全体で取り組 むような大きな文化についてばかりでなく、各字(あ ざ)程度の規模にも目を向けていただきたい。小さ な生活空間にある固有の土着文化や生活文化風習 (衣食住)の文化継承(または記録)を各地域で取 り組める道筋を示してほしい。	16ページの[各主体の役割] 2. 地域に記載があるとおり、地域での自主的な取り組みを求める表現としています。ビジョンは、市の文化施策についての基本方針を謳っているものです。各地域の文化芸術については、後に策定する伊賀市文化振興プランの中で、検討してまいります。	反映 しない
	【参考】 文化芸術基本法に基づ く区分		身近な生活文化を再発見 →整理・記録 →保存・継承 また、そうした内容を自治協規模ぐらいの単位でま とめていくことが必要ではないか。		

					LATT 1
2	第2章伊賀市の文化芸 術の特性 4. 文化芸術環境の整 備	10	公民館のことが触れられていないのはどうなのか。 拠点としての「公民館」、ソフトとしての「公民館活動」が地域文化力向上に活かされた歴史的意義は大きい。時代とともに変化するにせよ、そのことを入れ込み、その精神を生かすことはできないのか。	「公民館活動」などを含む地域での文化力については、16ページ「2.地域」で述べているように、地域の文化芸術振興が地域課題の解決に繋がるとしており、公民館をはじめ地域の文化力の重要性について記述しています。具体的な公民館活動については、のちに検討する伊賀市文化振興プランの中で位置付けてまいります。	反映
3	第3章伊賀市がめざす 姿 [各主体の役割] 3.行政(4)その他公 共施設の活用	1 7	・保育所・小中学校のいわゆる「学校美術館構想」としての施設利用についてはどうなったか。 ・「文化芸術の鑑賞・創造・発表」に加えて具体的に 「展示」をいれてはどうか。 ・地区市民センター、公共交通の駅や停留所、道の 駅や道路案内などに、文化の情報発信のための案内 看板などを立ててはどうか。	・現在も引き続き各学校のホール等に伊賀 ゆかりの作家の絵を展示しています。また、「学校美術館構想」に限定してはいませんが、16ページ [各主体の役割] 3. 行政の中で、保育園、幼稚園、小中学校と連携し、文化芸術の鑑賞・創造・発表の機会を積極的に提供することを謳っています。・「展示」は、観覧者の立ち場では「鑑賞」、製作者の立場では「発表」と記述しています。・情報発信の方法についてのご意見として承ります。	反し 既記 反し に あ り